古賀市建設工事中間前金払取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は、古賀市が発注する建設工事における当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、当該経費の４割を超えない範囲内で既に実施している前金払に追加して、当該経費の２割を超えない範囲の前金払（以下「中間前金払」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要件）

第２条 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) その１件の請負代金額が３００万円以上であること。

(2) 既に前払金を支出していること。

(3) 工期の２分の１を経過していること。

(4) 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている

当該工事に係る作業が行われていること。

(5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上

の額に相当するものであること。

（対象経費の範囲）

第３条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

（割合等）

第４条 中間前金払の割合は、請負代金額の１０分の２以内とし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の１０分の６を超えてはならないものとする。

第５条 債務負担行為及び継続費に係る契約で、前払金を各年度の出来高予定額に対して支払うものについては、各会計年度の年割額に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

（部分払との併用）

第６条 中間前金払は、部分払と併用できないものとする。ただし、２年度以上にまたがる契約にあっては、各会計年度末における部分払はできるものとする。

（認定方法）

第７条 中間前金払の認定については、中間前金払の請求をするため、認定を受けようとする受注者から、認定請求書（様式第１号）及び工事履行報告書（様式第２号）を市長へ提出させるものとする。

２ 市長は、受注者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、当該建設工事の監督員に、第２条に規定する要件を満たしているかの調査をさせるものとする。この場合において、監督員は、申請書等の内容に疑義があるときは、資料その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

３ 市長は、前項の規定により監督員に調査を行わせた結果、適当と認めるときは、認定調書（様式第３号）により受注者へ通知するものとする。

（認定及び支払の期間）

第８条 中間前金払に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から７日以内に認定結果の通知を行うものとする。

２ 中間前金払の支払請求があった場合は、当該支払請求を受けた日から１４日以内に当該支払を行うものとする。

（保証証書）

第９条 受注者から中間前金払についての請求を受ける場合は、工期末（第５条の規定により中間前金払を行う場合は、最終の会計年度以外の会計年度については、各会計年度末）を保証期限とする保証事業会社の保証証書を請求書と併せて提出させるものとする。

（補則）

第１０条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（実施期日）

１ この要領は、平成２９年４月１日以降に契約締結する案件から実施する。